

2 いじめへの(組織的)対応



文部科学省

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが見られる。

- 熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる
（「自分が解決しなければ…」 「迷惑はかけられない…」 「相談するのではなく、相談される立場」 「他の業務が忙しそう…」 etc.）
- 「組織」をつくることが法で決まっているのは、抱え込みを防ぐため。



抱え込みを防ぐためにはどうするか？

学校いじめ防止基本方針の策定 ①

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。
- その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

学校いじめ防止基本方針の策定 ②

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして（中略）事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- 加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。
- 学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

SC・SSWの重点配置等について

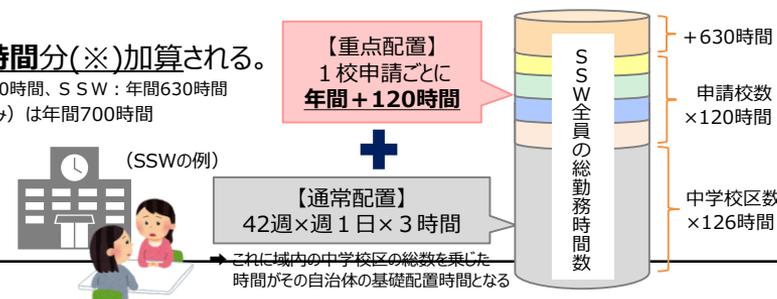
貧困、虐待、いじめ・不登校等の課題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを重点配置し、教育相談体制の強化を図る。

重点配置の考え方

重点配置を1校申請するごとに、SC・SSWの勤務時間が**年間120時間分(※)**加算される。

※SVはSC：年間700時間、SSW：年間630時間
週5配置（SCのみ）は年間700時間

- ◆ 加算された時間で実際に何校対応するかは自治体の実情に応じて決めることができる。
- ◆ 通常配置のために雇用したスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの勤務日数や1日の勤務時間数を増やす形で、複数の重点配置の役割を担わせることも可能である。



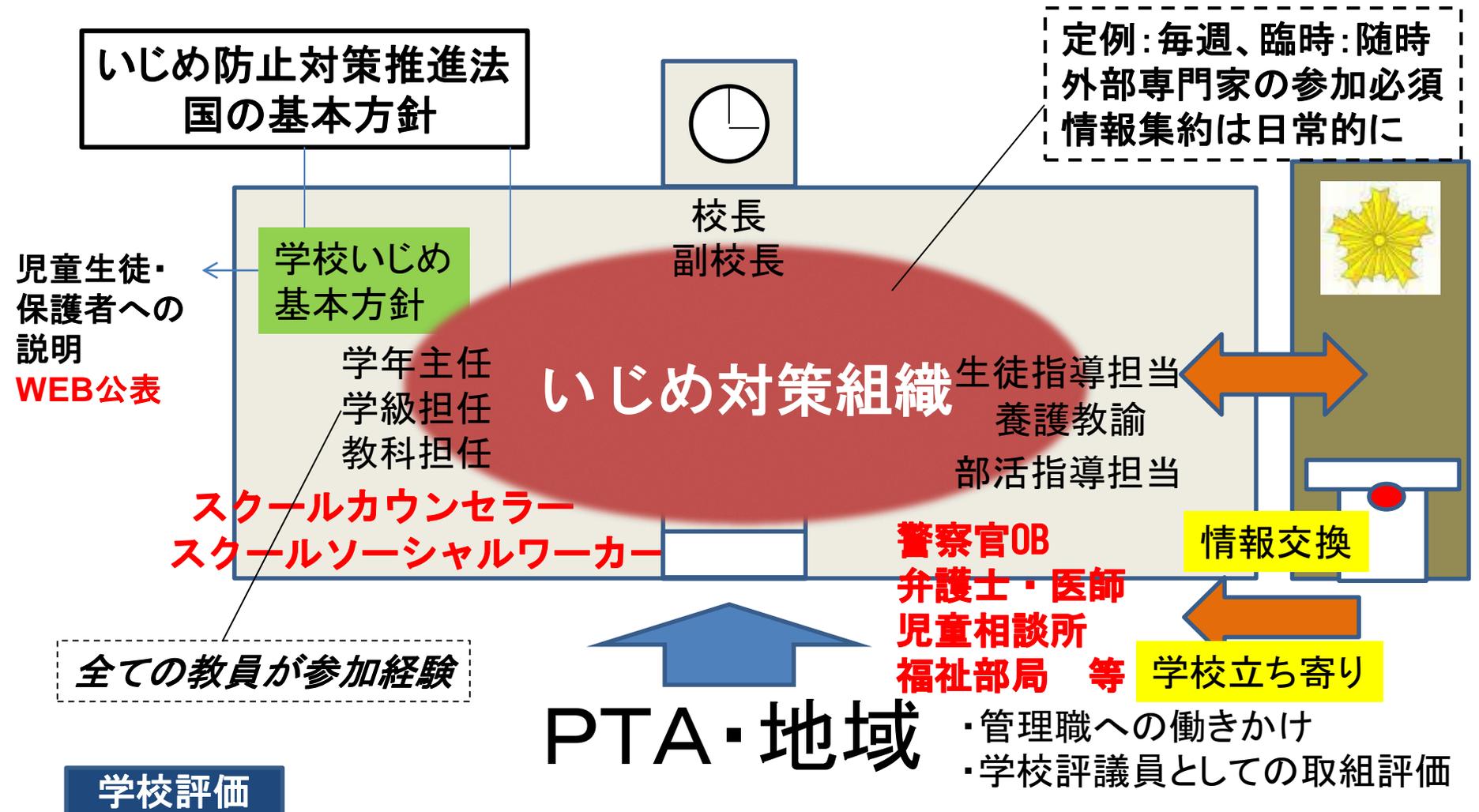
重点配置のメニュー

- ◆ いずれの重点配置についても主たる配置の目的が趣旨に沿っていれば、それ以外の課題に対応することを妨げるものではない。

貧困	学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や各種福祉制度につなげていけるよう、早期発見・早期対応の観点から子供の貧困対策の必要性が高い地域・学校等へ重点配置するもの。
虐待	学校における児童虐待事案への対応を強化するため、学校において把握した児童虐待事案への早期かつ手厚い対応に向けた体制強化を図るとともに、早期発見・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
いじめ 不登校	認知件数が過去最多を記録したいじめや相談件数に占める割合が最も高い不登校は、今やどの学校・どの児童生徒にも起こり得るものであることから、相対的にその件数が多いと推察される大規模中学校を中心に配置を充実し、不登校児童生徒の支援や未然防止・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
教育支援 センター	不登校児童生徒支援の中核としての機能強化が求められている教育支援センターにおいて、個々の不登校児童生徒の不登校に至った要因や背景を的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の強化を図るもの。
質の向上 (SV)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに対して適切な指導・助言ができるスーパーバイザーを配置し、更なる専門的資質の向上を図るもの。

※上記のほか、スクールカウンセラーについては「週5配置」のメニューがある。

組織的に対応する学校(イメージ)



いじめ防止を取り扱う場合は、いじめが隠蔽されず、いじめの実態の把握・措置が適切に行われるよう、早期発見・再発防止の取組について適正に評価(法第34条)

背景説明

- 国は、困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について（第一次提言）（平成25年2月26日教育再生実行会議決定）】
- いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））】
- 家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。【学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）】

目的・目標

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。



事業内容 1

法的側面からのいじめ予防教育

弁護士が、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等）について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。



事業内容 2

学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。



事業内容 3

法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。

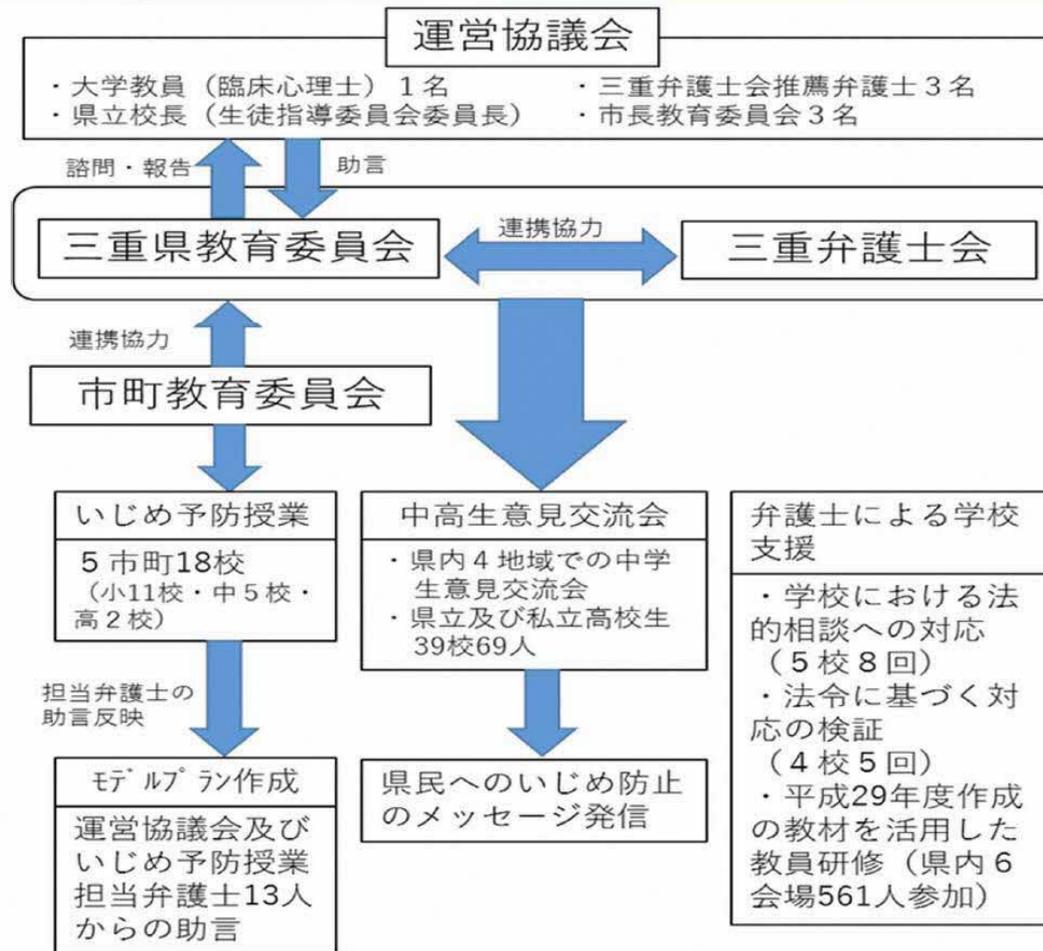


期待される効果

調査研究結果の分析・検証・周知、施策への反映を通じて、いじめの防止、校務の効率化・負担軽減を図る。



【参考事例】「平成30年度いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究事業」における三重県での取組



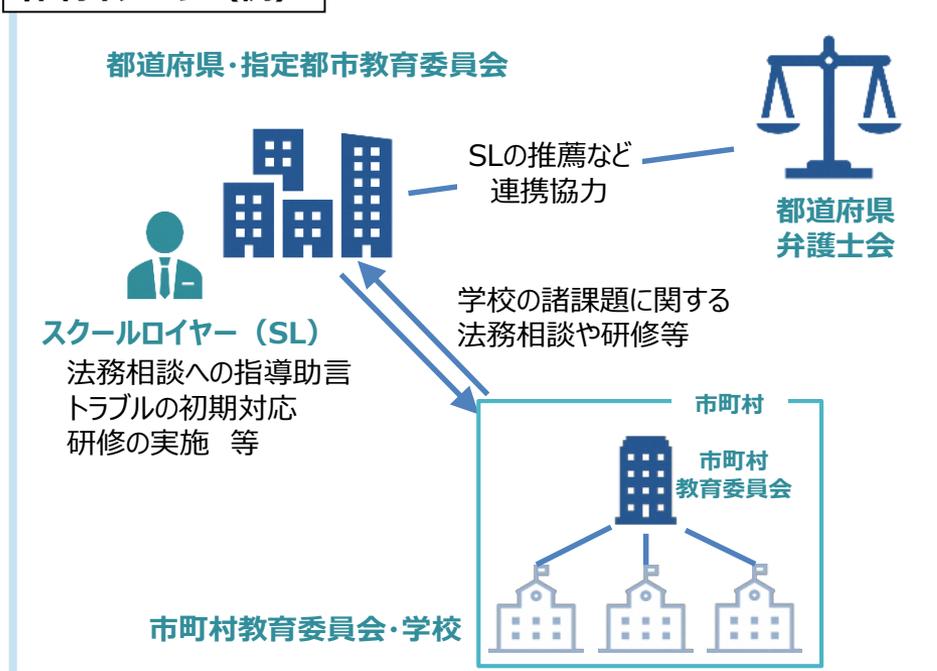
※学校が直面する課題の内容に応じて弁護士を派遣できるよう、県内を3ブロック(北部・中部・南部)に分けて、子供の権利委員会、民事介入暴力対策委員会、法教育の分野ごとに精通した弁護士をそれぞれ配置。

教育行政に係る法務相談体制の充実について

【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

体制イメージ（例）



域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

令和2年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。

（指定都市についても都道府県に準じて措置）

法務相談体制の充実に向けた支援措置等

① スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

- ・日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を文部科学省に「スクールロイヤー配置アドバイザー」として1名配置。
- ・各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士会との連絡調整などについて、アドバイスを実施。（利用に係る問い合わせは下記窓口まで）

【スクールロイヤー配置アドバイザーへの問い合わせ窓口】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
TEL： 03-6734-4678 E-mail：iinkai@mext.go.jp

② 法務相談体制構築に向けた手引きの作成・説明会実施

- ・法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を作成。

また、令和3年1月に説明会を実施。

文科省 教育行政に係る法務相談体制の充実について

検索



③ 法務相談体制の整備状況に関する調査

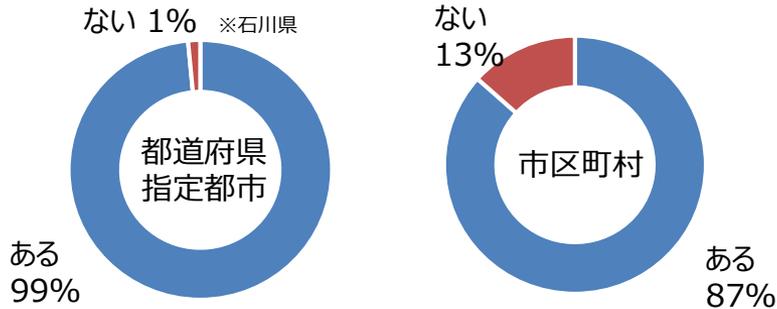
- ・令和3年度に、自治体におけるSLの配置などの法務相談体制の整備状況について調査を実施。

教育委員会・学校における法務相談体制に関する調査結果①【平成29年度】

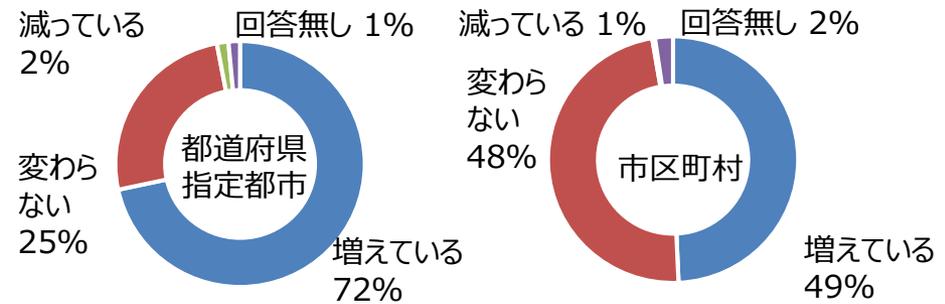
【調査の概要】

- 調査時期：平成31年3月
- 調査対象：全都道府県・指定都市（67）、市区町村教育委員会（1,718）
（特別区、広域連合及び協働設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。）
- 対象期間：平成29年度間または平成30年3月1日の状況

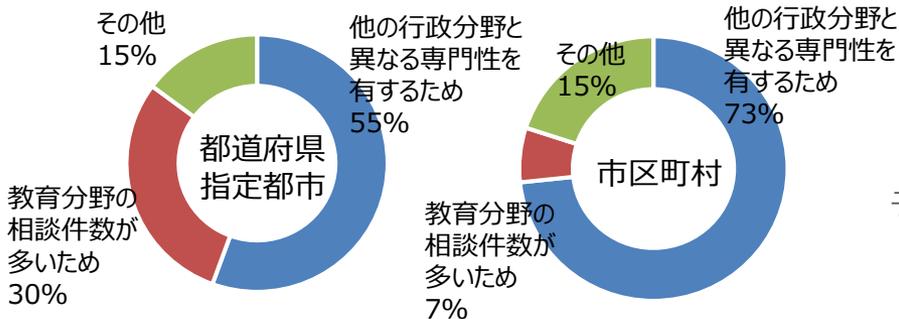
教育委員会事務局として弁護士に相談できる体制はあるか。



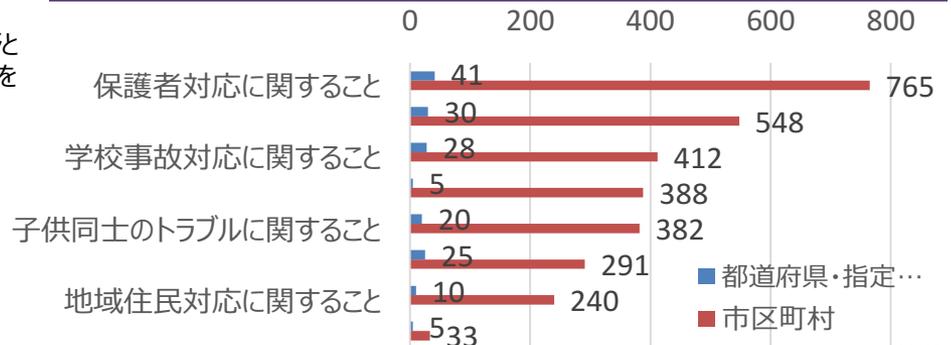
10年ほど前と比べて法務相談が必要な機会が増えたと思うか。



教育委員会事務局と首長部局別々に弁護士と相談できる体制を有している場合、その理由。



増えていると感じる場合、それはどのような背景や状況の変化があると思うか。（複数回答可）



教育委員会・学校における法務相談体制に関する調査結果②

【令和2年度・速報値】



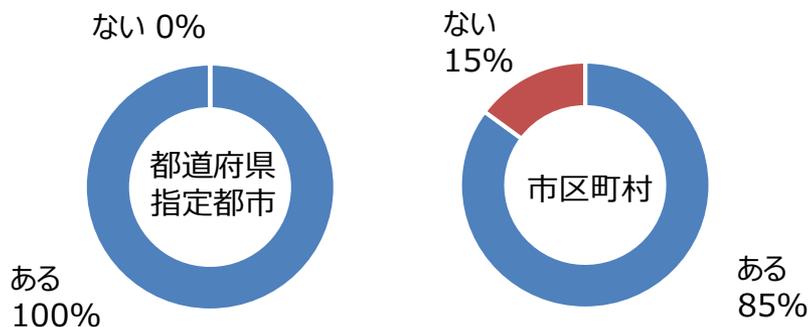
文部科学省

【調査の概要】

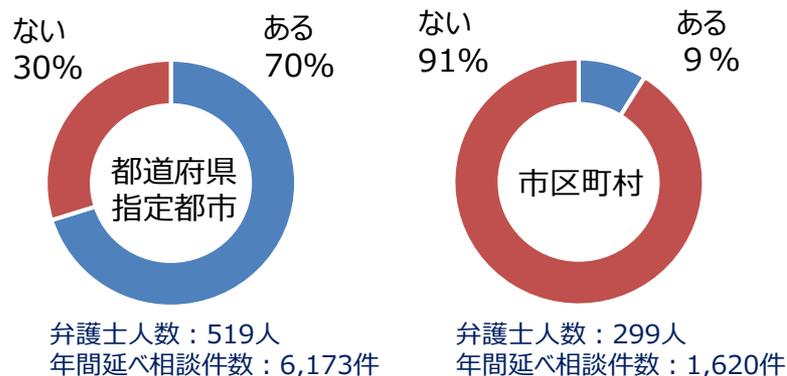
- 調査時期：令和3年8月
- 調査対象：全都道府県・指定都市（67）、市区町村教育委員会（1,718）
（特別区、広域連合及び協働設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。）
- 対象期間：令和2年度間または令和3年3月31日時点の状況

※回答精査中のため、数値に変更が生じる可能性がある。

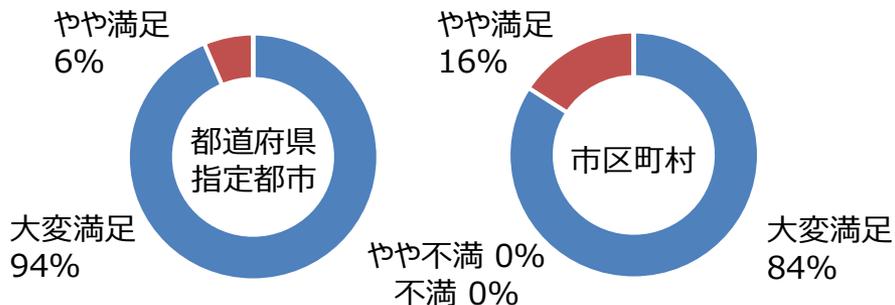
教育委員会事務局として弁護士に相談できる体制はあるか。



法務全般に関与する顧問弁護士とは別に専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制はあるか。



法務相談等における弁護士の対応に満足しているか。



専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制構築を検討していない理由は何か。（複数回答可）



いじめ対応の流れ(フローチャート)

未然防止

- ・人権感覚を基盤とする全ての教育活動を通じた人間関係の構築

初期対応

- (発見)
- ・日常的な観察、教育相談、アンケートの実施
- (情報収集)
- ・組織で生徒等へ個別的なききとり、適切に記録

事実確認・方針決定

(重大事態の疑いがある場合)

- ・いじめを組織的に認知し、学校の設置者へ報告
⇒法令上の定義に則った積極的ないじめの認知
- ・指導・対応方針、役割分担の検討
- ・関係する児童生徒や保護者への適切な情報提供

指導・対応

- ・被害児童生徒及び保護者への支援・助言
- ・加害児童生徒及び保護者への指導・助言

観察・再発防止・未然防止

- ・継続的な見守りや観察、指導
- ・周囲の児童生徒等も含めた再発防止・未然防止
- ・保護者への定期的な情報提供
- ・情報の保管と引き継ぎ

<対応のポイント>

いじめの認知と初期対応が適切に行われないと、重大な結果を招いた事案が発生してしまう可能性があるため、



・いじめ防止対策推進法



・いじめの防止等のための基本的な方針

等に則った、積極的な認知と初期対応が極めて重要

重大事態対応

- ・学校から地方公共団体の長等へ重大事態発生への報告
 - ・調査者の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・被害児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供
 - ・調査結果を地方公共団体の長等に報告
- ※地方公共団体の長等が必要と判断した場合は、
地方公共団体の長等による再調査を実施



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見



① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報(アンケート結果を含む)を集約
※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む
(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

③-A

子供への指導・支援を行う

- **いじめられた児童生徒**にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す
- **いじめた児童生徒**には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む(ひどくいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)
- **いじめを見ていた児童生徒**に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-B

保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

- ① 教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。

※ 「抱え込み」が許されないことの法的根拠。

■いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

○教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記

➡ 法第23条第1項は「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

- ② 学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。

※ 「学校」とは、具体的には、校内の「学校いじめ対策組織」を指す。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害児童生徒又はその保護者への支援や、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

④ 必要に応じて加害児童生徒に対する 別室指導等 (※) を検討

(※) 被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置

⑤ いじめに係る情報を、加害児童生徒・ 被害児童生徒双方の保護者と共有

⑥ 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときは、所轄警察署と連携して対処
- 児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報

いじめの解消について

■いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定（平成29年3月14日改定））

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

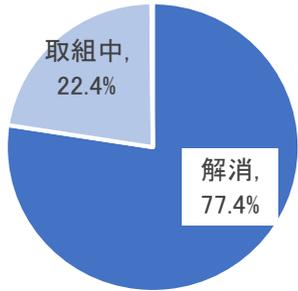


- ・ いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。
- ・ いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。

いじめの状況について

いじめの解消の状況

全学校

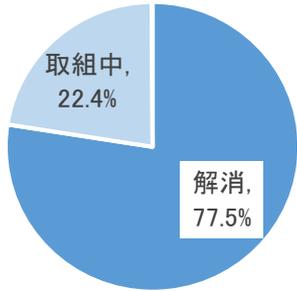


※年度末現在の状況。

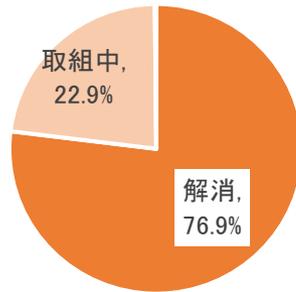
※「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

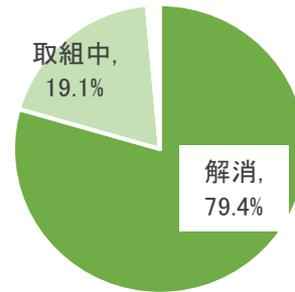
小学校



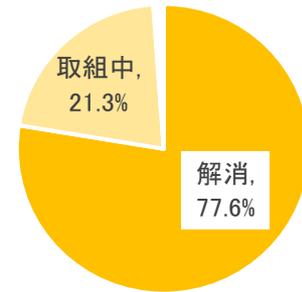
中学校



高等学校



特別支援学校



	全学校		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
解消しているもの (日常的に観察継続中)	400,495 件	77.4%	326,085 件	77.5%	62,226 件	76.9%	10,428 件	79.4%	1,756 件	77.6%
解消に向けて取組中	115,947 件	22.4%	94,433 件	22.4%	18,523 件	22.9%	2,510 件	19.1%	481 件	21.3%
認知から3か月以上経過	34,131 件	6.6%	25,682 件	6.1%	6,772 件	8.4%	1,425 件	10.9%	252 件	11.1%
認知から3か月経過していない	81,816 件	15.8%	68,751 件	16.3%	11,751 件	14.5%	1,085 件	8.3%	229 件	10.1%
その他	721 件	0.1%	379 件	0.1%	128 件	0.2%	188 件	1.4%	26 件	1.1%
計	517,163 件		420,897 件		80,877 件		13,126 件		2,263 件	

学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応

いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定))
(別添2)学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめ対応で果たすべき教育委員会と学校の役割

教育長自ら学校に足を運んで、責任を持って「状況を把握する」という姿勢を

- ① 所管の学校の徹底把握(データと実地)・徹底指導
- ② 全教職員の意識改革(いじめ有り≠悪。報告は必須(怠ると懲戒))
- ③ いじめ防止対策推進法の教職員への浸透

- ✓ 学校(校長)にしっかりと指導助言できる指導主事の養成・配置
- ✓ 学校・教育委員会事務局における組織的な対応の徹底

